

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 27 年 4 月 1 日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

当機構では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるといふ法の趣旨の下、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 計画内容

目 標：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、職員が育児や家事に参加しやすい環境を整備するとともに、職員の健康維持の観点も踏まえ、育児休業等の各制度の利用促進及び年次休暇の取得促進を図る。

対 策：1. 育児休業等の各制度の利用促進を図る。

- ①出産や育児にかかる制度・手続きに関する周知を行う。
- ②育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、産後休暇中の男性の育児参加を促す（特別休暇及び育児休業の活用）。
- ③定時退勤日（水曜日）を定めて、機構内のイントラネットや主要な会議等で周知することにより退勤を促す。

2. 年次休暇の取得促進を図る。

- ①職場内で計画的に年次休暇を取得するよう奨励する（夏季における休暇期間を除き月 1 日以上を目安とする）。
- ②子どもや家族の行事、連休等に合わせた年次休暇の取得を奨励する。
- ③機構内のイントラネットや主要な会議等で年次休暇の取得を奨励する。

以 上